

令和5年3月31日

保護者 様

新潟市教育委員会
新潟市立関屋中学校
校長 山田 聡

新型コロナウイルス感染症にかかる
児童生徒等の登校園の取扱いの変更について

日頃より当校園の教育活動に温かいご支援をいただき、ありがとうございます。
現在の感染状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の登校園の取扱い」について、令和5年4月1日より下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

お子さんの**同居家族**が次の状況になった場合

【現行】

想定される状況	登校園
② 発熱や咳等の症状がみられる場合（「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く）	症状消失まで登校しない



【変更後】

想定される状況	登校園
② 発熱や咽頭痛、咳等の <u>普段と異なる</u> 症状がある場合（「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く）	<u>登校して差し支えない</u>

新型コロナウイルス感染症にかかるお子さんの登校園の取扱い

1 お子さんが次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合	治癒するまで登校しない
② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合 （「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く）	症状消失まで登校しない
③ 濃厚接触者に特定された場合	待機期間(※1)は登校しない
④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える
⑤ 自分（保護者等）の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない

2 お子さんの同居家族が次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合（児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合 ※2）	待機期間(※1)は登校しない
② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合 （「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く）	<u>登校して差し支えない</u>
③ 濃厚接触者に特定された場合	登校して差し支えない
④ 保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合	登校して差し支えない
⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない
⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合	登校

※1 2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を用いた検査により陰性が確認された場合に自宅待機期間を短縮できる取扱いを含みます。

※2 同居家族が陽性であってもお子さんが濃厚接触者に特定されない場合があります。